

令和2～5年度運営指導における主な指導・注意事項（サービス共通）

項目	問題点	指導内容
運営規程・重要事項説明書	運営規程と重要事項説明書の内容の整合が取れていない。	○ 重要事項説明書には「運営規程の概要」を記載するため、運営規程と重要事項説明書の整合を取る必要があります。運営規程で定めている事項は、重要事項説明書にも正確に記載してください。
運営規程	運営規程に記載すべき事項が記載されていない。	○ 運営規程に記載すべき事項が記載されていないため、必要な事項を正確に記載してください。 （指導の多かった事項） ・ 提供しているサービスが正確に記載されていない ・ 従業員の職種、員数及び職務内容が現状と合っていない （例：運営規程では5人以上となっているのに実際に勤務している職員が4名しかいない等） ・ 利用料その他の費用の額が直近のものになっていない ・ 利用者負担割合が正確に記載されていない。（1割、2割又は3割）
重要事項説明書	重要事項説明書に記載すべき事項が記載されていない。	○ 重要事項説明書に記載すべき事項が記載されていないため、必要な事項を正確に記載してください。 （指導の多かった事項） ・ いつ時点で作成されたものか分かるように「令和△年△月△日現在」のような作成年月日を記載してください ・ 営業日を正確に記載してください ・ 職員体制は実人数を掲載してください ・ 利用者負担額を正確に記載してください。（単位数・金額） ・ 利用料金の加算については現在算定しているものを記載してください ・ 通常の事業の実施区域を正確に記載してください ・ 第三者評価の実施状況 ・ 苦情申立の窓口等の市の担当部署名を正確に記載してください。（現在の加須市の窓口は「高齢介護課」です。）

項目	問題点	指導内容
変更の届出等	法令等で定める内容に変更があった場合に、変更から１０日以内に変更届が提出されていない。	○ 法令等で定める内容に変更があった場合は、変更から１０日以内に変更届を提出してください。 (指導の多かった変更内容) ・介護支援専門員 ・管理者 ・運営規程
掲示	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていない。	○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。
勤務体制の確保等	雇用契約の確認できない従業員がいる。	○ 雇用契約の確認できない従業員がいます。雇用契約等により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員によってサービスを提供してください。
	従業員の勤務の体制が定められていない。	○ 従業員の勤務体制については、原則、月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。
秘密保持等	秘密保持のための措置が講じられていない。	○ 秘密保持の誓約書をとる場合は、従業員全員からもらうようにしてください。 ※秘密保持の誓約を誓約書で徴取している事業者には当てはまる事項
	個人情報の使用に係る同意が不十分。	○ 個人情報の利用に係る同意については、利用者の家族からも同意を得るようにしてください。
研修	研修の機会が確保されていない。	○ 従業員の資質向上のための研修は、年間計画等を作成し、参加の機会を計画的に確保してください。 ○ 参加した研修の記録を残しておくようにしてください。
業務管理体制の整備	業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関へ届出されていない。	○ 業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出てください。

※各事業所のサービスにより、指導内容が当てはまらないもの等ありますので、事業所において該当するものを参考としてください。